

第7号議案

文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、四四三人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一八三人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、八〇七人

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

文京区職員定数条例（昭和五十年条例第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区職員定数条例</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 略</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員 <u>一、四四三人</u></p> <p>二 議会の事務部局の職員 一〇人</p> <p>三 教育委員会の事務部局の職員 <u>一八三人</u></p> <p>四 教育委員会の所管に属する学校の職員 <u>一五八人</u></p> <p>五 選挙管理委員会の事務部局の職員 七人</p> <p>六 監査委員の事務部局の職員 六人</p> <p>合計 <u>一、八〇七人</u></p> <p>2 派遣、事務従事、休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業、結核休業、六月以上の職務免除及び併任の場合の職員の定数は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業、公務災害休業及び結核休業の職員が復職した場合は、一年間を限り定数外とすることができる。</p> <p>第三条 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</u></p>	<p>○文京区職員定数条例</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 略</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員 <u>一、五二〇人</u></p> <p>二 議会の事務部局の職員 一〇人</p> <p>三 教育委員会の事務部局の職員 <u>九三人</u></p> <p>四 教育委員会の所管に属する学校の職員 <u>一五六人</u></p> <p>五 選挙管理委員会の事務部局の職員 七人</p> <p>六 監査委員の事務部局の職員 六人</p> <p>合計 <u>一、七九二人</u></p> <p>2 派遣、事務従事、休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、公務災害休業、結核休業、六月以上の職務免除及び併任の場合の職員の定数は、これを定数外とする。</p> <p>3 休職、育児休業、公務災害休業及び結核休業の職員が復職した場合は、一年間を限り定数外とすることができる。</p> <p>第三条 略</p>

文京区教育局職員定数の変更について

1 職員の定数

区 分	定 数			増 減 内 訳			
	H28	H27	増減	増		減	
教育委員会の 事務部局の職 員	人	人	人	児童青少年課の移 管	9	教育改革担当課長の 廃止	△1
	183	93	90	放課後事業担当の 設置	1	幼稚園就園事務の 区長部局への移管	△1
				児童館・育成室の移 管	76		
				真砂中央図書館改 修工事に伴う休館 対応終了	6		
				小 計	92	小 計	△2
教育委員会の 所管に属する 学校の職員	158	156	2	区立幼稚園におけ る3歳児クラスの 増設(第一・千駄木)	2		0
合 計	341	249	92		94		△2

2 施行日(予定)

平成28年4月1日